

（株）サンプラザの不当労働行為 NHK、朝日新聞、毎日新聞が報じる

サンプラザで働く仲間の皆さん！パートナーの皆さん！
大阪府労働委員会が12月13日、サンプラザ労働組合の申立てを認め、会社に対して皆さんの組合費の強制徴収は違法で無効！皆さん全員の組合費（一人1万円~2万円程度）返却する命令を出しました。

12/14 朝日新聞
組合加入めぐる質問「不当」
府労委是正命令 羽曳野のスーパーに

パート従業員と雇用契約を結ぶ際、特定の労働組合への加入の意向を質問したのは「不当労働行為」にあたるなどとして、府労働委員会は13日、スーパー「サンプラザ」（羽曳野市）に、是正と、すでに徴収した組合費を返還するよう命じた。命令書によると、府南部を中心にスーパー約30店を展開するサンプラザは2015年3月以降、パート従業員と雇用契約を締結、更新する際に、特定の労働組合の「組合員となること」と記された契約書を示し、店長らが「はい、でいいよね」と確認するなどしていた。

「はい」とした従業員の給与から同意を確認せず組合費を天引きしていた。府労委は天引きは正当な根拠を欠くもので組合活動への支配介入にあたるとした。

同社には、この労組以外に会社側と組合活動をめぐって対立する別の組合がある。こうした会社の対応を不当労働行為と認定するよう、会社と対立する組合が求めていた。同社は「担当者不在でお答えできない」としている。（大貫聡子）

NHK NEWS WEB

関西 NEWS WEB

特定組合強要 不当労働行為認定

12月14日 11時01分



大阪を中心に店舗を展開するスーパーが、パートタイムの従業員と雇用契約を結ぶ際、特定の労働組合への加入を強要するなどしていたとして、大阪府労働委員会は、不当な労働行為を行わないようスーパーに対し命令書を出しました。

命令が出されたのは大阪・堺市に

本社機能を置き、府内を中心におよそ30の店舗があるスーパー、「サンプラザ」です。

命令書によりますと、サンプラザは、おととし3月、パートタイムの従業員との雇用契約の締結や更新の際、2つある労働組合のうち一方の組合に加入するよう強要したり、勧めたりしていたということです。

大阪府労働委員会は、もうひとつの労働組合から、組織の弱体化を意図した会社側の介入だなどとする申し立てを受け、審査を行ってきました。

その結果、会社側の行為は中立的な態度を求められる労働組合の運営への支配や介入で、不当労働行為にあたるなどとしてサンプラザに対してこうした行為を行わないよう命令を出しました。

「サンプラザ」は、「特定の組合を優遇したり、別の組合に支配介入したりしたつもりはない。命令書を確認できしだい、改善策を検討したい」としています。

12/14 毎日新聞
羽曳野のスーパー
パートに労組強要
不当労働行為認定
府労働委員会は14日
までに、スーパー「サン
プラザ」（羽曳野市）
がパート社員に労働組
合への加入を強要した

ことなどが、不当労働行為に当たると認定した。既に集めた組合費をパート社員に返すよう命令した。

命令書などによると、同社には労組「U Aセンセンサンプラザ

ユニオン」がある。パート社員の雇用契約書には、ユニオンの組合員になることを認めるかという質問があり、大多数の社員が認める」と回答している。府労委は「回答が各社員の自由な意思に基づいた

ものとは言えない」と指摘。1人当たり月3500~6000円の組合費を組合員に支払うよう命じた。サンプラザは「命令を受け止め、真摯に対応したい」としている。【山口知】